

第一種奨学金募集要項

奨学金制度の概要

●奨学金給付額

- ① 年額 120 万円もしくは 60 万円
- ② 入学準備金・新生活準備金として、50 万円もしくは 25 万円(在籍期間を通じて 50 万円を上限)

※学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付停止となることがあります。

※①、②共に学生の生活状況により支給金額は異なります。詳細については、願書をご確認ください。

●支給停止の要件

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 在 school で処分を受け、学籍を失ったとき
- (7) その他奨学生としての資格を失ったとき
- (8) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

●応募資格

- ① 経済的に困難な状況にあること
- ② 広島県・岡山県に所在する児童養護施設で生活していた経験があること
- ③ 児童養護施設長の推薦を受けること
- ④ 2026 年 4 月時点において大学等に在籍(予定)していること
- ⑤ 学習意欲が強いこと ※他奨学金との併給は差支えない。
- ⑥ 2026 年 4 月時点において、18 歳以上、25 歳以下であること。

●応募の方法

当財団指定の奨学生願書に下記の応募書類を揃えて、児童養護施設長宛に提出すること。なお、応募書類は返却しません。児童養護施設長は取りまとめた応募書類を応募期間内に財団事務局に郵送にて提出すること。

●応募書類

1. 奨学生願書（A4 サイズで片面印刷した当財団指定用紙を使用し、ホチキス留めしないこと）
2. 写真1枚（カラー、上半身正面で、応募前6ヵ月以内のもの、4.5×3.5cmを願書に貼付のこと）

●応募期間

2025年3月1日(土)～4月18日(金)【財団事務所必着期日】

【願書提出先】

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀7-1 ハイオス広島 309号室

公益財団法人しまなみ奨学財団宛

●選考及び採用並びに奨学金の給付について

1) 選考

選考は※書類選考と面接によって実施し、採用は選考委員会を経て理事会が決定します。

※書類選考については、①各設問に対する回答が不足なく記入されているか、②回答記入箇所に正しく記入されているかを審査内容とし、いずれかを満たさない場合には、願書の再提出をお願いする場合がございます。また、各選考では、向学心の高さについて重点を置いて審査いたします。

面接は2025年7月19日(土)/20日(日)/21日(月・祝)のいずれかにおいて実施予定です。日程につきましては、追ってご連絡を差し上げます。

2) 採用

8月上旬に採否を決定し、8月末日までに施設長に通知します。

採用通知をもって内定とし、当財団指定の※確認書及び進学先の合格証明書の提出をもって正式採用とします。

※確認書、合格証明書の提出期限は2026年3月を予定しております。

3) 奨学金の支給時期と返還について

原則として年間支給額を4回に分け、3月・6月・9月・12月の各月末日迄に直接本人名義の口座に送金します。

●特徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

1. 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
2. 奨学生の卒業後の就職先及び進路等については、本人の自由とします。
3. 重視するポイントは向学心の高さです。

以上

その他、奨学金の応募・選考についてのお問い合わせは下記までご連絡ください。
お問合せは原則メールにてお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

公益財団法人しまなみ奨学財団

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀 7-1 ハイオス広島 309 号室

電話:082-222-9136

FAX:082-222-9137

Mail:shimanami15@titan.ocn.ne.jp